

＝ 日本共産党杉並区議会議員

週刊

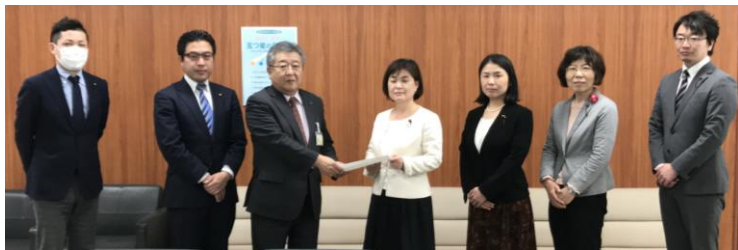
こんにちは 山田耕平 です

2020.5.21 No.373

このニュースへのご感想
ご意見をお寄せください!

杉並区善福寺 2-2-1 1
TEL 090-9973-0941
ホームページ
<http://yamadakohei.jp>

新型コロナウイルス感染症により収入が減少した被保険者等に対して 国保料の減免実施へ 党区議団の要望実る



3月25日の申し入れでも緊急減免を要望してきた。

党区議団は3月時点で「国保料等の支払いに困難が発生している世帯に対し、緊急減免等の措置をとることを求めており、要望が実現することになりました。」
国保運営協議会では、委員として「減免と合わせて今年度も値上げが予定されている国民健康保険料の引き上げを中止すべき」と求め、議案に賛成しました。
国保料の減免については、第2回定例会で条例改正案が示されることとなります。

杉並区国保運営協議会が答申 委員として負担軽減を要望

5月18日(火) 杉並区国民健康保険運営協議会が開かれ、協議会委員として参加しました。
議題は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合に国民健康保険料の減免を実施するというもので、党区議団が再三に亘り、要望していた保険料負担軽減が提案されました。
国保料の減免については、杉並区の条例でも既に定めがありますが、経済上の理由等での減免は実施されていません。今回、新型コロナウイルスの感染症拡大が国民生活に重大な影響を及ぼすなか、減収等(見込みも含む)を理由とした国保料の減免が行なわれます。

国保料減免の取扱い基準

■減免対象世帯

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯。
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入の減少が見込まれ、次の各号の全てに該当する世帯。
 - (ア) 事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。
 - (イ) 前年の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分されて計算される所得の金額の合計額が1,000万円以下であること。
 - (ウ) 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

■減免の対象となる保険料

令和元年度分及び令和2年度分の保険料(税)であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限がある保険料。

■その他

減免額については、全額、国からの財政支援により補填される。

今週のコマ

Web会議を導入

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、web会議(zoom)を導入しました。結構便利で、遠隔地にいる吉田前都議も交えて議会対応を協議しています。新型コロナ対策として様々な工夫が求められますね。



zoomの画面

引き続き、減免の確実な実施と対象者に対する周知の徹底、対象の拡大と共に、国保加入者の苦難軽減に向けて杉並区が積極的に役割を果たすことを求めるものです。